（電磁的記録による交付等）

**第十条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調整するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（電磁的記録による交付等）

**第十条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調整するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）